

平成二十八年二月五日受領
答弁第九五号

内閣衆質一九〇第九五号

平成二十八年二月五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員仲里利信君提出TPP批准と基幹作物サトウキビ等の存続に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員仲里利信君提出TPP批准と基幹作物サトウキビ等の存続に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

農林水産省においては、御指摘の「十八品目」及び「九産業」に分類して支援策を講じているわけではないが、さとうきびに対するこれまでの支援策と今後の支援策については、先の答弁書（平成二十八年一月二十二日内閣衆質一九〇第三六号。以下「前回答弁書」という。）五及び六についてでお答えしたとおりである。

御指摘の「パイナップル」、「マンゴー」及び「野菜用パイヤ」を含めた果樹に対するこれまでの支援策と今後の支援策については、果実の生産及び出荷の安定等を図るため、優良品種への転換等を支援する果実等生産出荷安定対策事業等の施策を講じているところであり、今後も引き続き必要な支援策を講じていく考えである。

米に対するこれまでの支援策と今後の支援策については、担い手の経営安定等を図るため、収入の減少が経営に及ぼす影響を緩和するための交付金の交付を行う等の施策を講じているところであり、今後も引き続き必要な支援策を講じていく考えである。

御指摘の「葉タバコ」及び「茶」を含めた工芸農作物並びに御指摘の「さやいんげん」、「ゴーヤー」及び「かんしょ」を含めた野菜に対するこれまでの支援策と今後の支援策については、消費者及び実需者の需要に対応し農産物を効率的かつ安定的に供給する体制を確立するため、これらの作物の高付加価値化、低コスト化等を支援する強い農業づくり交付金の交付を行う等の施策を講じているところであり、今後も引き続き必要な支援策を講じていく考えである。

御指摘の「輪ぎく」、「小ぎく」及び「洋ラン類（アンファレ、その他洋ラン）」を含めた花きに対するこれまでの支援策と今後の支援策については、花きの栽培の生産性及び花きの品質の向上等を促進するため、低温流通体制の構築等の取組を支援する国産花きイノベーション推進事業等の施策を講じているところであり、今後も引き続き必要な支援策を講じていく考えである。

御指摘の「クルマエビ」及び「モズク」を含めた水産物に対するこれまでの支援策と今後の支援策については、これらの採捕又は養殖を行う漁業者の経営安定を図るため、漁業共済の加入者に対し共済掛金の補助及び損失の更なる補填を行う漁業収入安定対策事業等の施策を講じているところであり、今後も引き続き必要な支援策を講じていく考えである。

御指摘の「肉用牛」、「養豚」、「養鶏」等に係る畜産物に対するこれまでの支援策と今後の支援策については、省力化機械の整備等による畜産物の生産コストの削減や品質向上等を図るため、必要な機械のリースによる導入を支援する畜産収益力強化緊急支援事業等の施策を講じているところであり、今後も引き続き必要な支援策を講じていく考えである。

また、御指摘の「TPP批准に伴う影響内容」については、前回答弁書一についてでお答えしたとおり、内閣官房が平成二十七年十二月二十四日に公表した「TPP協定の経済効果分析」において、三十三品目の農林水産物の生産額への影響について、試算をお示ししたところであり、この中で、環太平洋パートナーシップ協定の大筋合意内容や「総合的なTPP関連政策大綱」（平成二十七年十一月二十五日TPP総合対策本部決定。以下「大綱」という。）に基づく政策対応を考慮して試算した結果、御指摘の「品目」と一致するものではないが、砂糖については約五十二億円、牛肉については約三百一十億円から約六百二十五億円、豚肉については約百六十九億円から約三百三十二億円、鶏肉については約十九億円から約三十六億円、鶏卵については約二十六億円から約五十三億円の生産額の減少と見込んでおり、米、茶及びパイナップルについては生産額の減少はないと見込んでいるところである。

なお、御指摘の「対策」については、前回答弁書五及び六についてでお答えしたとおり、政府としては、大綱に基づき、意欲ある農林漁業者が安心して経営に取り組めるようにすることにより確実に再生産が可能となるよう、交渉で獲得した措置と合わせて、政府全体で責任を持って万全の国内対策を講じていく考えである。